

再評価申請書

年 月 日

収入印紙
消印をし
ないこと

農林水産大臣 殿

住所
氏名 (法人の場合にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名)

登録を受けた農薬が、農薬取締法第8条第1項(第34条第6項において準用する同法第8条第1項)の規定に基づき再評価を受けるべき旨を公示されたことから、農薬取締法施行規則第12条第1項の規定に基づき下記により再評価を申請します。

記

- 1 農薬取締法第34条第1項の登録であるときは、国内管理人の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
- 2 農薬の登録番号、種類及び名称
- 3 農薬の物理的・化学的性状
- 4 農薬の有効成分の種類及び含有濃度
- 5 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度(15に掲げる事項を除く。)
- 6 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限
- 7 農薬の使用上の注意事項(8に掲げる事項を除く。)
- 8 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法
- 9 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
- 10 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 11 農薬の貯蔵上の注意事項
- 12 農薬の製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名
- 13 農薬の製造方法
- 14 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量
- 15 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度
- 16 農薬原体を製造する者の氏名(法人の場合にあっては、その名称)及び住所
- 17 農薬原体の製造場の名称及び所在地
- 18 農薬原体の主要な製造工程

(日本産業規格A4)

備考

- 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
- 2 輸入農薬であるときは、「12 農薬の製造責任者の氏名」及び「13 農薬の製造方法」は、記載することを要しない。

3 「6 農薬の適用病虫害の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法是、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。

一 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度

二 希釈倍数(農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。)の最高限度及び最低限度

三 使用時期

四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け(は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。)から当該農作物等の収穫に至るまでの間(五において「生育期間」という。)において、農薬を当該農作物等に使用することができる総回数

五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数(生育期間において、当該有効成分を含有する農薬を当該農作物等に使用することができる総回数をいい、農薬の安全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。)

六 散布、混和その他の使用の態様

七 一から六までに掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項